

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和8年8月24日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

(1) 件名	資器材搬送車（西資器材）
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり 1式
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市財務部契約課
(4) 入札方法	電子入札システムによる電子入札とします。ただし、紙入札等方式参加承諾願を提出し、承諾を受けた場合は、紙入札を認めます。
(5) 入札期間	令和8年9月11日から令和8年9月18日午後5時まで
(6) 開札予定日時	令和8年9月24日 午後1時30分 (電子入札システムにより開札を行います。)
(7) 履行期限・履行場所	令和10年2月29日まで 新潟市消防局（新潟市中央区鐘木257番地1）
(8) 入札方式	総価での入札とします。
(9) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(10) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(11) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。
(12) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(13) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(14) 予定価格	公表しません。

(15) 最低制限価格	設けません。
(16) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市内に本社（店）、支店又は営業所があり、かつ、当該本支店等が本市の入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者
- (5) 「メンテナンス対応等証明書」（別紙1）を提出できるものであること。
- (6) 仕様書に記載の同等以上の性能を有する調達を提案する場合、「同等品申請書」（別紙2）を提出できるものであること。

3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課物品契約係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所本館2階

電話：025-226-2213

FAX：025-225-3500

メール：keiyaku@city.niigata.lg.jp

4 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号）
- イ メンテナンス対応等証明書（別紙1）
- ウ 同等品申請書（別紙2）（上記2（6）に該当する場合のみ）
- エ 紙入札等方式参加承諾願（別記様式第3号）（紙による入札書の提出を希望する場合のみ）

(2) 提出期間、場所及び提出方法

ア 電子入札システムによる場合

利用者登録をしたICカードを用いて、令和8年8月24日から令和8年9月

4日午後5時までに電子入札システムによりPDF形式のファイルを添付して提出してください。

- イ 持参による場合（この場合、電子入札システムによる入札書の提出は不可。）
令和8年8月24日から令和8年9月4日午後5時までに上記3の場所に持参してください。
- ウ 郵送による場合（この場合、電子入札システムによる入札書の提出は不可。）
令和8年9月4日午後5時までに上記3の場所に必着とします（書留郵便に限る）。

5 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和8年8月31日
- (3) 提出先 上記3に提出してください。
- (4) 提出方法 ファクシミリ又はメールとします。
- (5) 回答日 令和8年9月3日まで
- (6) 回答方法 個別にファクシミリまたはメールにて回答するほか、入札控室に掲示及びホームページへ掲載します。
- (7) その他 電話での受付は一切行いません。
質疑書には、正確な番号及び件名を記入してください。また、返信用ファクシミリ番号またはメールアドレスを必ず記入してください。

6 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、電子入札システムまたは書面で届け出てください。
- (2) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札システムによる場合
利用者登録をしたICカードを用いて、令和8年9月11日から令和8年9月18日午後5時までに電子入札システムにより提出してください。
 - イ 持参による場合
令和8年9月11日から令和8年9月18日午後5時までに上記3の場所に持参してください。なお、入札書は封書とし、その封皮に開札日、入札件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載してください。
 - ウ 郵送による場合
令和8年9月11日から令和8年9月18日午後5時までに上記3の場所に必着とします。なお、入札書は封書とし、その封皮に開札日、入札件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載してください。また、入

札書を入れた封筒を二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、書留郵便で郵送してください。

加入電信、電報、電話、電子メール等その他の方法による入札は認めません。

(3) 紙による入札書を提出する者は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別記様式第4号）を提出してください。

ア 入札参加者の住所、会社名（商号）、氏名及びその押印

イ 入札金額

ウ 履行場所

エ 品名（件名）及び数量

オ 品質・規格（詳細に記載してください。又は「仕様書のとおり」という記載でも構いません。）

カ くじ番号

(4) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、入札金額の訂正は無効とします。

(5) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を一回行います。再度入札の方法については、別途指示します。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。

(6) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2人以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定します。

7 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

別紙様式

質 疑 書

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者)

(FAX番号)

1 番 号 新潟市公告第412号

2 件 名 資器材搬送車 (西資器材)

質 疑 事 項

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名

担当者
(電話)
(F A X 番号)

(押印不要)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品等一般競争入札実施要綱第 5 条第 1 項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和 8 年 8 月 2 4 日
番 号	新潟市公告第 4 1 2 号
件 名	資器材搬送車（西資器材）

メンテナンス対応等証明書

調達物品名【資器材搬送車（西資器材）】

1 当該車両のメンテナンスが行える整備工場

（１） 最寄りの整備工場

・整備工場名称

・所在地

・電話番号

（２） 競争入札参加希望者との関係

直営・協力 （該当するものを「○」で囲む。）

「協力」に該当する場合は、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

（３） 整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

人員 名

担当者名

（４） 点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、 1 日で対応いたします。

2 部品供給体制

（１） 部品供給の総括窓口及び担当者名

総括窓口

担当者名

電話番号

（２） 供給系統（フローチャート図）

（３） 依頼から納品までの所要日数は、 2 日以内で対応いたします。

3 技術員の派遣体制

(1) 最寄りの整備工場の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、1日以内で対応いたします。

(2) メーカーの技術員の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、2日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(競争入札参加希望者) 住 所

会 社 名

代表者名

同等品申請書

調達物品名 資器材搬送車（西資器材）

（ / 枚）

No.	品名（材料）	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※上記のとおり性能資料を添え，同等品の認定を申請いたします。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

紙入札等方式参加承諾願

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

業者番号

下記入札等に係る入札等参加資格要件を満たしていますが、電子入札システムを利用して入札等に参加できないため、紙入札等方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

件名	
入札公告日、指名通知日又は見積依頼日	
電子入札システムを利用できない理由	

紙入札等方式参加を承諾してよろしいでしょうか。

	課長	補佐	係長	担当
決裁				

起案 令和 年 月 日

決裁 令和 年 月 日

紙入札等方式参加承諾願

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先) 新潟市長

入札参加資格者名簿に登載されている所在地、業者名及び代表者名(受任者名)を記載してください。

所在地 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番〇号
商号又は名称 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 又は
新潟支店長 〇〇 〇〇 など
代表者氏名
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
業者番号 3 0 0 0 0 0 0 0 0
(3から始まる9桁の番号)

下記入札等に係る入札等参加資格要件を満たしていますが、電子入札システムを利用して入札等に参加できないため、紙入札等方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

件名	〇〇〇〇
入札公告日、指名通知日又は見積依頼日	令和〇年〇月〇日
電子入札システムを利用できない理由	ICカード及びICカードリーダーの購入並びに物品電子入札システム環境の設定が完了していないため。

紙入札等方式参加を承諾してよろしいでしょうか。

	課長	補佐	係長	担当
決裁				

起案 令和 年 月 日
決裁 令和 年 月 日

紙入札等方式参加承諾者用

入札(見積)書

令和 年 月 日

新潟市長 様

住 所

氏 名

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ
入札(見積)いたします。

金 額		百		千		円	
履 行 場 所							
品 名	品 質 ・ 規 格	数 量		単 価		金 額	

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

電子入札等で開札の結果、同額の際に実施する
電子くじで用いるくじ番号を、次のとおり申し出ま
す。

くじ番号 000～999の任意の番号 を右欄に記載すること。	
--------------------------------------	--

入札(見積)書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長 様

入札参加資格者名簿に登録されている所在地、業者名及び代表者名(入札参加資格者名簿において受任者に権限を委任している場合は、受任者は受任者の情報)を記載してください。

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番〇号
氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

印

入札参加資格審査申請時に「使用印鑑届」にて届け出た印を押印してください。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ
入札(見積)いたします。

金 額	百 千 円 ¥ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇						
履 行 場 所	〇〇部〇〇課						
品 名	品 質 ・ 規 格	数 量	単 価	金 額			
△△△△	「一式」という 記載でも結構です。 □□□□	〇〇	〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇			
「仕様書のとおり」という 記載でも結構です。		数量を「一式」と記載した場合、 どちらも総額を記載してください。					

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

電子入札等で開札の結果、同額の際に実施する電子くじで用いるくじ番号を、次のとおり申し出ます。

くじ番号

000~999の任意の番号
を右欄に記載すること。

123

令和 8 年度

資機材搬送車
仕様書

新潟市消防局

第 1 総 則

1 目 的

この仕様書は、新潟市（以下「当市」という。）が令和 8 年度に契約する防災資機材搬送車（以下「本車両」という。）の仕様について定める。

2 適合法令等

本車両の製作は、仕様書及び承認図書によるほか、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 185 号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年 7 月 28 日運輸省令第 67 号）
- (3) その他の関係法令等

3 車両概要

本車両は、テールゲート装置を装備したシングルキャブ箱型トラックとし、令和 8 年度に製造され、無線電話装置及び消防活動上必要な資機材を装備した車両とする。

4 製作上の問題処理等

- (1) 車両の保管責任は当市の最終検査を受けるまでの間は、受注者が負うものとする。
- (2) 仕様内容に疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要な場合は、当市とその都度速やかに協議し、承認を得たあと施工すること。
- (3) 仕様内容については、当市の解釈に従うものとする。
- (4) 本車両製作にあたり、工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者においてこれらの問題を解決し、その旨を当市に報告すること。

5 製作上の注意

車体は、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るもので、次のとおりとする。

- (1) 標準装備以外の各装置及び部品の取付けは、ボルト締めを原則とすること。
- (2) 車体全般にわたり、防水、防食及び防錆措置を十分行うこと。
- (3) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えるものとする。
- (4) 使用取扱い上の安全性及び操作性を十分考慮すること。
- (5) 全体的に重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分考慮すること。
- (6) 装備品等は機能的、かつ、バランスよく配備すること。
- (7) 堅牢にして長期の使用に十分耐え得るものであり、かつ維持管理が経済的に行えるものとする。
- (8) 洗浄ができ、かつ、残水等の生じない構造とすること。又、車体等で塗装剥離の恐れのある部分には、適切な保護対策を講ずること。
- (9) 法定点検整備が容易に行える構造とすること。

第 2 提出書類

1 着手届

契約後、速やかに着手届を 1 部提出すること。

2 承認図書

着手届を提出後、速やかに当市と細部打合せを行うものとし、細部打合せ後、早急に次の書類（A 4 版に製本）を 3 部提出し、承認を受けること。

なお、承認後 1 部を受注者へ返却するものとする。

（1）製作工程表

（2）製作図等

ア シャシー 3 面図

イ シャシー諸元明細書

ウ ギ装外観 5 面図（縮尺 1 : 2 0）

エ 車体骨組図

オ テールゲート取付要領図

カ 収納ラック等収納要領図

キ 資機材収納要領図

ク 電気系統配線図

ケ 使用資機材明細一覧表（メーカー名及び型式）

コ その他当市が指示するもの

3 進ちょく状況の報告

製作工程ごとの進ちょく状況を示す書類、写真を 1 部提出すること。

4 完成図書

納入時に次の書類（A 4 版のファイル）を 2 部提出すること。

（1）製作図

（2）自動車車検証の写し

（3）シャシー取扱い説明書

（4）整備要領書

（5）緊急自動車届出確認証の写し

（6）改造自動車等審査結果通知書の写し

（7）テールゲート取扱い説明書及び整備要領書

（8）パーツリスト

（9）装備品等一覧表（保証書付き）及び取扱い説明書

（10）主要資機材一覧表（保証書付き）及び取扱い説明書

（11）納品書、納品明細書

（12）計量証明書

（13）使用材料一覧表

（14）使用電球一覧表

- (15) 使用ヒューズ一覧表
- (16) その他当市が指示するもの

5 写真（カラーE版、又はデジタルカメラ写真と写真を保存したCD）

次に掲げる写真（A4版ファイルで製本）を、それぞれの指定部数提出すること。

- | | |
|---|------|
| (1) 完成車両（新規登録後でナンバー付き）の前後左右、斜め前後左右及び上方向から撮影したもの | 3部 |
| (2) 製作工程に基づくシャシーから完成車までの状況を撮影したもの | 1部 |
| (3) 塗装状況が確認できるもの（工程ごと） | 1部 |
| (4) 試験実施工程（転覆角度試験、重量実測試験） | 1部 |
| (5) 付属品を撮影したもの | 1部 |
| (6) その他当市が指示するもの | 指定部数 |

第3 シャーシ

1 諸元及び性能

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 型式 | 最大積載2.5トン以上のアルミバン型 |
| (2) 駆動方式 | 四輪駆動 |
| (3) ホイールベース | 3.4メートル以上 |
| (4) エンジン型式 | 水冷式4サイクルディーゼルエンジン |
| (5) エンジン出力 | 150PS以上 |
| (6) 総排気量 | 4,000cc以上 |
| (7) トランスミッション | マニュアルまたはオートマチック |
| (8) ステアリング | パワーステアリング |
| (9) 乗車定員 | 3名以上 |
| (10) バッテリー | 155G51以上 2個
(収納が困難な場合は別途協議) |
| (11) 燃料タンク | 100L以上 |

2 装備品

- (1) エンジン回転計
- (2) 後退警報器（ON・OFF切替スイッチ付き）
- (3) キャブチルト装置（手動式）
- (4) オイルパンヒーター（10メートルコード付き）
- (5) 電子ガバナー
- (6) ABS装置
- (7) 専用エアコン（純正部品）
- (8) 集中ドアロック（2箇所）
- (9) キーレスエントリー（3個）
- (10) フォグランプ（純正部品）

- (11) 純正カーラジオ（AM、FM付き）
- (12) サンバイザー（運転席及び助手席）
- (13) サイドバイザー（2箇所）
- (14) パワーウインドウ（2箇所）
- (15) 蛍光灯（LED式）
- (16) ドライブレコーダー
- (17) バックアイカメラ
- (18) カーナビゲーション（テレビ受信機能を有しないもの）
- (19) ETC車載器
- (20) ウインドデフレクター
- (21) その他メーカー標準装備品

第4 ぎ 装

製作台数は1台とし、ボディーはアルミ製で、走行による振動等に十分耐え得る構造で次のとおりとする。

1 完成車の寸法及び重量

- (1) 全 長 6, 500 mm以下
- (2) 全 高 3, 100 mm以下
- (3) 全 幅 2, 300 mm以下
- (4) 車両総重量 7.5 t未満（別表の積載品等の重量を含む）

2 荷室ぎ装

- (1) 荷室内寸法
 - ア 全 長 4, 000 mm以上
 - イ 全 高 2, 100 mm以上
 - ウ 全 幅 2, 000 mm以上
- (2) 後部にLED赤色点滅灯を取付けること。
- (3) 後部上下展開扉は施錠付とする。
- (4) 床には固定用フックを設け、資機材等が確実に固定できる構造とし、また、固定用フック未使用時には蓋等で被い、移動等の障害にならないよう床面を平らにするとともに、アルミ縞板張りで強度を確保すること。
 なお、荷室の内張りは、白色で統一し、かつ傷が付にくい素材とすること。
- (5) 左右側下部に収納箱2個を取付けること。（詳細は別途指示）
- (6) 20型消火器（自動車用）を車外に収納箱付で取付けること。（詳細は別途指示）
- (7) サイド扉、後部上下展開扉及びテールゲートに開閉状態を確認できるリミットスイッチを設け、キャビンに取り付けた表示灯に結線すること。またリミットスイッチなどの配線部分の緩衝防止のためステンレス製の保護板を設けること。

- (8) 車体の骨組みや床材の切断末端には、危害防止のため面取り及び飛び出したボルト等は短くする等の工作を施すこと。
- (9) 荷室は防水パッキン、水抜き穴等、必要な措置を施すこと。(詳細は別途協議)
- (10) 荷室を有効に照射できる荷室灯(ＬＥＤ保護枠付)を６個設置し、サイド扉、後部上下展開扉ごとにスイッチを設けること。(詳細別途協議)
- (11) 本仕様に明示されていない車体の構造、資機材の配置、固定装置、出し入れ等については、別途打ち合わせにより指示する。

3 キャブ内装備品等

- (1) 隊員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒、手摺り、安全带等を設け、取付け部には補強を施すこと。
- (2) オイルパンヒーターコンセント(キャップ付き)は、キャブ右側外部に取付けること。
- (3) キャブ内天井部に埋め込み式照明灯(ＬＥＤ式)を設けること。
なお、照明灯を点灯することで運転等に支障があると認められる場合は遮光カバー付きとし、蛍光灯スイッチは、ＯＮ・ＯＦＦ・ドア連動とすること。

4 取付品及び取付装置

別表１のとおりとし、同等以上の品を主張する場合は、事前に性能資料を提出し、新潟市消防局警防課の承認を得るものとする。

- (1) 赤色警光灯
車両前部(標識灯、スピーカー、モーターサイレン付き)に取付けること。
ア キャブ屋根前面のウインドデフレクターと一体型となるよう取付けること。
イ 標識灯のスイッチを、単独に設けること。
ウ モーターサイレンのスイッチは助手席付近に単独で設けること。
- (2) 赤色点滅灯(赤色警光灯と連動)
フロントグリル内の左右対称の位置に取付けること。
- (3) 電子サイレンアンプ
ア 無線電話装置本体、及び各電装品のスイッチ等は、オーバーヘッドコンソール内、又は運転席と助手席の間に集中コンソールボックスを設け機能的に取付けること。(詳細は別途指示)
イ 電子サイレン及び警鐘の擬似音を発することができ、かつ拡声装置としても使用できるものであること。
- (4) 後退灯
後退灯は、車両後部左右の支障とならない位置に取付け、後退警報器(ＯＮ、ＯＦＦ切替スイッチ付き)と連動させること。
- (5) 標識灯
標識灯は黄色とし、丸ゴシック体の黒文字で「西」と記入すること。
なお、取り付け位置は赤色警光灯中央とし、構造上取り付けが困難な場合は、キャブ両側面に各１個取り付けること。(詳細は別途打合せ)
- (6) 電動モーターサイレン

手動用スイッチをオーバーヘッドコンソール内、又は単独で助手席付近に設けること。(詳細は別途指示)

(7) フレキシブルマイク

運転席右側上部に取付け、直近にスイッチを設けること。(詳細は別途指示)

(8) フレキシブルマップランプ (LED式)

助手席側上部及び後部座席左右に設けること。(詳細は別途指示)

(9) ドライブレコーダー

車両前方(およそ3車線)及び車内(運転席及び助手席)を記録できる2カメラ式とし、常時録画及び衝撃を感知した際に映像を記録する機能を有するものを取付けること。

(10) ETC車載器(アンテナ分離型又は一体型、音声タイプ)を設置すること。

(11) バックアイモニターを取付け連動させること。

5 車体の形状及びぎ装要領

(1) ぎ装は、努めてアルミ板及びステンレス鋼を使用し、総合的な重量軽減を図り、車両全体の重量バランスを考慮して施工すること。

(2) 車体の骨組みは、完全に自立する構造とし、側板、腰板等に直接大きな荷重を負担させないこと。

(3) 車体上面は十分強度があり、雨水等が縞板の継目等に滞留及び車体内部に浸水しない構造とすること。

(4) シャシーに骨組みを取付ける場合は、リベット接手又はボルト締めとし、主要部分のボルトにはダブルナット等の使用により緩み止め防止を施すこと。

(5) シャシーフレームにぎ装上の構造物、枠組み取付け台等を取付ける場合は、原則として弛緩しない方法でボルト締めとすること。

(6) 主要積載品及び取付品は、それぞれ強固な固定装置を設けて積載するか、又は取付けること。

(7) 危険防止のため、手摺り、足掛かり、握り棒を必要な場所に取り付けること。

(8) ステップは周辺折り曲げ構造とし、ブラケット、手摺り、握り棒等を取付ける部分には、十分な補強を施すこと。(別途協議)

(9) 車体の重要な点検箇所及び主要部分には、点検整備に必要なスペースを確保するとともに、必要な箇所には点検口又は点検扉を設けること。

(10) 燃料給油口は、給油に際し容易な位置に設けて、給油口には燃料の種類と容量を記入すること。

なお、燃料タンクは努めて全体を鋼板等で覆い蓋を設けること。

(11) 後部フェンダーは、タイヤチェーン着装時の走行、タイヤ交換及び積雪時のチェーン掛けの障害とならないよう十分に大きめの構造とし、両側にフェンダーカバーを取付けること。

(12) 床・ステップ等は雨水が溜まらない構造とすること。

(13) アルミ縞板取付け時のコーティング要領については、別途指示とする。

(14) 車体の形状は、努めてデパーチャーアングル及びアプローチアングルを考慮する

こと。

(15) 排気管は耐熱措置（カンペハピオ耐熱塗料 600℃又は同等のもの）を施すこと。

6 その他の取付品等

(1) 手摺り及び握り棒

ア 車体前部右側昇降用ステップの付近に握り棒を取付けること。

イ その他、車両整備等に必要の場所に手摺り又は握り棒を取付けること。

(2) 消防章は、キャブフロント部に朱色の台座を設けて取付けること。

(3) 各フェンダーに、ゴム製の泥除けを取付けること。

(4) 車両前面に牽引用フックを設けること。

(5) 座席後方パネル最上部に、防火衣等を掛けるフックを 3 個以上取付けること。

(6) 車両右側面に、車輪止の収納枠を脱落防止器具付きで設けること。（詳細は別途協議）

(7) 車体後部左右両側に反射器を取付けること。

(8) その他当市が支持するもの。

7 電装品関係

(1) 各電装品の電気配線及び無線電話装置関係の配線は、キャブ内張り内を通すこととし、キャブ本体の貫通部は、雨水等の漏れを防止するとともに電装品及び各配線の取付け箇所が容易に点検できる構造とすること。

(2) 配線及びコネクター等は、防水及び防錆性能を有するものを使用し、コネクター等に雨水等が直接かからない措置を講ずること。

(3) 各装置のヒューズは、集中コンソールボックスの付近に専用のボックスを設け取付けるとともに、ヒューズごとに銘板を取付けること。

(4) 路肩灯（LED 式）は、左右後輪付近に取付けキャブ内のスイッチと連動させること。

8 車載型無線装置

車載型無線装置は、現有車両から移設するものとし、その仕様は別紙「車載型無線装置移設仕様書」によるものとする。

第 5 塗装等

1 塗装要領

塗装・メッキ及び文字の記入は、上質な材料を使用し、入念に仕上げること。

(1) 下地

ア 完全な錆落とし

イ 洗浄

ウ プライマー塗り

- エ 水研ぎ
- オ サーフェーサー塗り
- カ 完全乾燥
- (2) 上塗り
 - ア 下地塗装が十分乾燥した後実施
 - イ ラッカー3回塗り以上
 - ウ 熱風乾燥又は焼付け
 - エ コンパウンド及びワックスによる磨き仕上げ

2 塗 色

- (1) 朱色（ロックペイント073-9080AP-044及びロックペイントハイソリットウレタン塗装H-E C Oレッド又は同等品以上）
車両外面の塗料はV O C（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない等、環境を考慮したハイソッドウレタン塗料を使用すること。
- (2) 黒色
 - ア フェンダー内
 - イ 車体下廻り
 - ウ キャブ内コンソールボックス
 - エ 携帯拡声器取り付け装置
- (3) その他
(2)については、塗装前にピッチングコート又は同等の塗装を施すこととし、入念に防錆処理を施すこと。

3 メッキ

次の部分には、良質なクロムメッキを施すこと。ただし、鉄製品については銅メッキを施した後クロムメッキを施すこと。（ステンレス、アルミ製品を除く）

- (1) レバー、ハンドル類
- (2) ボックスの蝶番、止め金具類
- (3) 各種保護枠
- (4) 手摺り
- (5) その他別途指示するもの

4 文字等の記入

- (1) キャブ両側に、丸ゴシック体の白文字で、左読みで「新潟市消防局」（約130mm角）、「西消防署」（約130mm角）と2段で記入すること。（別途打合せ）
- (2) 対空表示をキャブ屋根上に、丸ゴシック体の白文字で、「新潟」（約500mm角）、「西搬」（約500mm角）と2段で記入すること。（別途打合せ）
- (3) 車両前後の指示位置に、丸ゴシック体の白文字で「西搬」（約70mm角）と記入すること。（別途打合せ）
- (4) その他、マーキング等のデザインについては、別途打合せによるものとする。
- (5) 上記文字及びラインについては反射材を使用すること。（車両後部は除く）

- (6) 車両側部下方に50mm幅程度の白色高輝度テープを貼ること。
- (7) 車両後部に50mm幅程度の朱色高輝度テープを貼ること。
- (8) その他デザインについては別途打合せによるものとする。
- (9) 文字表示等の施行については、新潟市屋外広告物条例に基づくものとする。

第6 検 査

1 検 査

本仕様書・承認図書及び協議事項に基づいて行うものとする。
ただし、一部の検査については、社内検査成績表等により省略するものとする。

2 中間検査

- (1) 当市が必要と認める場合に実施するものとし、時期等については、製作工程を考慮し行うものとする。
- (2) 検査を行う場合、受注者は製作工程等を考慮し、検査日の14日前までに当市に依頼文書を提出することとする。

3 最終検査

新規登録後、当市が指定する日時及び場所を実施するものとし、検査の結果不備事項又は不合格品がある場合は、当市の指示する日までに改修又は取替えを行い、再度検査を受けるものとする。

第7 補 則

1 疑義等

- (1) 仕様内容に疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要な場合は、当市とその都度速やかに協議し、承認を得ること。
- (2) 仕様内容の解釈については、当市の解釈に従うこと。

2 登録等の経費

車両の新規登録に関する一切の経費については、受注者の負担とする。ただし、本車両にかかる自動車損害賠償責任保険・自動車重量税及び自動車リサイクル法にかかわる経費は当市が負担する。

3 保証期間

保証期間は、納入の日から起算して2年間とし、保証書を提出すること。ただし、保証期間経過後といえども、設計、製作、材料等の不良に起因する不具合の発生については受注者において無償で修復又は取替え等を行うこと。

なお、故障等が生じた場合の修理等については、速やかに対応すること。

4 納 入

- (1) 北陸信越運輸局新潟運輸支局の新規登録を受けた後、各部の点検整備及び清掃手入れを実施のうえ、燃料を満タンとし納入すること。
- (2) 納入の際は、納品書を提出すること。
- (3) 納入場所は、新潟市中央区鐘木 2 5 7 番地 1 新潟市消防局とする。納入及び検収後、新潟市西区榎尾 8 0 番地 1 新潟市西消防署とする。

5 納入期限

令和 1 0 年 2 月 2 9 日（火）

6 取扱い説明

納入者は、当局が別に指示するとおり、本車両及びぎ装装備品等の取扱いについて専門係員を派遣し取扱い説明を行うこと。

7 業務評価

契約終了後、この契約に対して業務評価を実施する。

別表 1

取付品及び取付装置

番号	品 名	数	仕 様 等	取付位置等
1	車載無線電話装置	1 式	別添仕様書のとおり	ボックス
2	赤色警光灯	1 式	ウイレン FV10SHC1680mm スピーカー、標識灯付き	キャブ屋根前方
3	赤色点滅灯	1 式	ウイレン製 WIONBR24 黒	フロントバンパー左右各 1 個
4	後部点滅灯	1 式	ウイレン製 M4FCR24	車体後部左右
5	側部点滅灯	1 式	ウイレン製 M4FCR24	車体側部左右各 2
6	フロント側部点滅灯	1 式	ウイレン製 VTXFCR24	フロントスポイラー左右各 1 個
7	作業灯	1 式	ウイレン製 PELCC24	車体側部左右各 2、車体後部 2
8	電子サイレンアンプ	1 式	大阪サイレン TSK-D152 マイク MC-D1L(10m 延長用コード付き) フレキシブルマイク (UD-200)	ボックス 運転席上部
9	モーターサイレン	1 式	大阪サイレン 7N 型	キャブ屋根
10	エンジン点検灯	1 式		
11	路肩灯	2 式	LED 式	後輪付近
12	消防章	1 個	サイズ 150 mm(朱色台座付)	キャブフロント部
13	火の粉飛散防止装置	1 式	脱着式(30 メッシュ以上)	排気管
14	フレキシブルマップランプ	1 式	LED 式	助手席上部 1 式
15	バックアイカメラ	1 式	8 インチ前後の液晶モニター付き	キャブルームミラー部
16	大型デジタル時計	1 式		キャブ
17	キャブ蛍光灯	1 式	LED 式	キャブ
18	LED ヘッドランプ	1 式	純正品	
19	ドライブレコーダー	1 式	セルスター製 CS-41FH (メイン・サブ) (記録メディア SDHC カード 32GB 付) 予備 SDHC カード 32GB	キャブ内カメラは 運転席と助手 席が映る位置 に取付
20	ナンバー枠	1 式	ステンレス製	車体前後
21	消火器	1 本	自動車用粉末 20 型 (収納箱付)	積載
22	補修用塗料	1 式	500cc はけ 3 本	
23	自動車工具	1 式	標準付属品	積載
24	タイヤチェーン	1 式	亀甲型シングルチェーン (バンド含む) 2 組	
25	フロアマット	1 式	標準品	積載
26	車輪止	2 個	ゴム製	積載

27	非常用信号用具	1 本	発煙筒(標準付属品)	積載
28	三角表示板	1 個	ポータ工業 PT-50N	積載
29	赤旗	1 本	柄は木製、旗の大きさ 30cm 角	積載
30	L E D 合図灯	2 本	ポータ工業 RKC-N2 アルカリ電池付き	積載
31	スノータイヤ	1 式	スタッドレス(ホイール付き)	
32	セフティコーン	2 個	ポータ工業 PC-450、コーンヘッド付き	積載
33	方向指示板	1 枚	ポータ工業 TPF-70	積載
34	ブラスターケーブル	1 組	大型車用	
35	牽引用ワイヤー	1 本	長さ約 5m	
36	工具箱	1 個	KTC SK4512WM	積載
37	かご台車	6 式	W1100×D800×H1700 スチール製床板付 支給品	積載
38	空気ボンベ	20 本	ボンベ FRP 6.8L、30Mpa (打刻入り、保護カバー付き)	装備
39	ETC 車載機	1 式		キャブ

車載型無線装置移設仕様書
(資機材搬送車)

令和 8 年度
新潟市消防局

1 目的

本仕様書は、令和8年度に当市が更新整備する資機材搬送車に車載型無線装置一式を、当市が指定する車両から移設するための業務（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の範囲

車両の受注者は本仕様書に基づき次の業務を行うこと。

- (1) 車載型無線装置を当市が指定する車両から取外し、更新車両へ取付けること。
- (2) 移設した車載型無線装置の動作確認
- (3) 移設した車載型無線装置の消防指令管制センターとの接続試験
- (4) 車載型無線装置を移設する際に不要となる部品等の処分

3 共通事項

車載型無線装置の移設に関する共通事項は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は本業務の実施に際して、事前に当市と協議を行い、当市の承諾を得ること。
- (2) 受注者は、当市が指定する業者から技術的支援等を受けた後、本業務を実施すること。

なお、本業務を当市が指定する業者に委託する場合は、この限りではない。

- (3) 受注者は、車両制作の段階で通線等を行い、配線、ケーブル類が露出することがないように適切に処理を行うこと。

なお、配線、ケーブル等で別紙1の指定品については、すべて新品を使用すること。

- (4) ケーブル等を敷設する際には損傷防止のため保護管等を使用すること。
- (5) 電源配線は、バッテリー端子側にヒューズボックスを設け、取付け機器の電気容量に見合った太さ（2SQ線以上）の配線を使用し、他の装置と電源を共有しない独立した回路とすること。
- (6) 車載型無線装置本体及び共用器等はキャブ内に設置した堅牢な保護用ボックスに収納すること。

4 車載型無線装置移設業務の詳細

車載型無線装置は、次のとおり取付けること。

- (1) 当市が指定する車両から車載型無線装置一式を移設すること。
- (2) 車載型無線装置の操作部及びハンドセットは、運転席と助手席間の当市が指定する場所に取付けること。
- (3) 車両の助手席付近には、無線装置専用の電源端子を設けること。
- (4) デジタル無線用空中線及びアナログ無線用空中線は車両キャブ部分の上面に取付けること。

また、同軸ケーブルは3D2Wまたは5D2Vとし、配管等により保護した後、内

張り内を通線し当市が指定する位置まで配線すること。

- (5) デジタル無線用空中線及びアナログ無線用空中線を取付ける際は、車両キャブの貫通部分を防水処理とすること。
- (5) デジタル無線用空中線及びアナログ無線用空中線については、既設流用が困難なため一式を新品とすること。
- (6) デジタル無線用空中線は、可能な限り 1. 2 m以上の離隔を取ること。
- (7) 空中線の取付け位置は電子サイレン、モーターサイレン等の車両にぎ装された装置類から発生するノイズの影響を考慮した位置に取り付けること。
- (8) 車内に設置する外部スピーカーは、緊急走行時にも明瞭に聴き取れる音量を有し、車載型無線装置本体のボリュームと連動して音量調整が可能なものであること。

5 消防救急デジタル無線システムとの接続試験

本業務終了時には、次の項目の試験を実施すること。

- (1) 消防指令管制センターとの無線交信（個別通信、グループ通信及びメッセージの送受信を含む。）及び他移動局との送受信の確認
- (2) 出動指令受信の確認
- (3) 操作部の各表示及び機能の確認
- (4) その他、無線運用上必要な機能の確認

6 その他の業務

- (1) 当該車両が納入されたことに伴い、車載型無線機の I D 変更の必要が生じた場合は受注者の負担で実施すること。
- (2) 当該車両が納入されたことに伴い、車両の配置換え等が生じる場合の車載型無線装置及び車両運用端末装置の移設業務等についても受注者の負担とする。
- (3) 信越総合通信局への無線局免許変更申請等が必要となる場合の費用及び資料等の作成は受注者の負担とする。

7 契約不適合責任

本業務の実施にあたり、移設のための作業内容、材料等の不良等に起因する不具合の発生について、不適合を知った日から 1 年以内は、受注者の責任において無償で修復又は取替え等を行うこと。

また、データの設定等による不具合については、当該車両が廃車または配置換え等によりデータの変更が行われるまでの間は、受注者の責任において修正を行うこと。

8 完成図書

各機器移設に伴い下記書類を 2 部提出すること。

- (1) 配線系統図
- (2) 機器設置図
- (3) 現地試験成績書
- (4) 機器撤去に関する写真
- (5) 移設機器取付けに関する書類
- (6) データ変更一覧

9 疑義

本仕様書に明記されていない事項または疑義が生じた場合は、当市と協議し解決を図るものとする。

消 防 車(24V仕様) 指定品リスト(AVMなし)					
No.	品 名	数量	単位	ケーブル配線等コメント	備 考
1	空中線(アナログ用)	1	式		屋根貫通型(防水処理)
2	空中線(デジタル用)	2	式	離隔距離1. 2m以上	屋根貫通型(防水処理)
3	トランペットスピーカ	1	台	車内×1台	
4	同軸ケーブル(コネクタ付き10m)	3	本	アンテナ設置部から通信機器収納ボックスまで	コネクタ有り、方向注意
5	防水ヒューズ付電源ケーブル	1	本	車載バッテリーからセンターコンソールまで	2SQ以上(無線機用)